

予防接種に関する今後の取り組みについて

1 HPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチン積極的勧奨再開に向けた対応

(1)HPVワクチンに関する経緯

子宮頸がんの主な原因とされているヒトパピローマウイルス(HPV)の感染を予防するワクチンであり、3回の接種が必要である(完了までに6ヶ月程度要する)。

- ・平成22年11月26日～平成25年3月31日

国の示す「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」として、区は平成23・24年度に、1回の接種につき8,000円の助成とした事業を実施。
(2年間の助成実績 8,580件)

- ・平成25年4月1日

定期予防接種(A類疾病)となるも、接種後に疼痛等の多様な症状が出現する事例が報告され、6月14日に国から「国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種の積極的勧奨を差し控えること。」との通知が出された。

- ・令和2年10月9日

厚生科学審議会での議論を踏まえ「積極的勧奨の差し控えは継続するが、対象者及び保護者へ個別通知による情報提供を実施すること。」との通知が発出。
これに基づき、区はDT2期予防接種対象者(11歳)及び令和3年度高校1年相当の女子に案内文を個別送付した。

- ・令和3年11月26日

厚生科学審議会 副反応部会での議論を踏まえ「HPVワクチンの安全性に特段の懸念が認められないこと、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められたことから、積極的勧奨を再開すること。」との通知。
また、12月23日に厚生科学審議会 予防接種・ワクチン検討部会にて、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への接種(以下、キャッチアップ接種と呼ぶ)の方向性に係る事務局案が議論され、了承された。

(2)積極的勧奨再開に向けた区の対応

令和3年11月に示された通知では、「実施時期は令和4年4月からとし、準備が整った市町村(特別区含む)は前倒し実施も可能」とされている。

区としては、定期接種対象者全員（すでに予診票交付済の方は除く）を対象として、積極的勧奨を下記のスケジュールで実施。

① 対象と予定人数（令和3年12月時点の住民登録者数）

令和4年度における年齢	令和4年度における学年	対象者（女子のみ）
12歳	小学6年	896人
13歳	中学1年	908人
14歳	中学2年	826人
15歳	中学3年	862人
16歳	高校1年相当	854人
合 計		4,346人

② 積極的勧奨の予定時期

ア 16歳になる女子（高校1年相当）……令和4年3月

定期接種の対象となる期間が約1年間と短いため、少しでも早く接種を開始できるよう、前倒して勧奨する。

イ その他の女子（小学6年～中学3年）……令和4年4月

③ 個別通知の内容

予診票、説明書、予防接種実施医療機関一覧、リーフレット（厚生労働省作成）

④ 周知方法

区報、区ホームページ、医療機関ポスター掲示 他

(3) キャッチアップ接種について

今後、国から正式な通知が示され次第、個別勧奨等の対応を行っていく予定。

① 想定される対象と予定人数（令和3年12月時点の住民登録者数）

平成9年度生まれ～平成17年度生まれの9学年

（令和4年度の年齢：17歳（高校2年相当）～25歳）： 13,414人

② 対象期間

3年間（令和4年4月～令和7年3月）

(4) 相談支援体制の確保

接種後になんらかの症状が現れた際に、適切に相談や診療などの対応が行われるよう、区医師会及び医療機関と連携し、相談支援体制を確保する。

2 風しんの追加的対策（緊急風しん抗体検査等事業）の延長

(1) 風しん対策に関する経緯

平成30年夏以降、風しんが成人層で流行している状況を受け、過去に公的な予防接種を受ける機会がなかった世代の男性を対象とし、抗体検査と予防接種法に基づく定期接種（風しん第5期）が実施されることとなった。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う様々な影響により、これら対象世代の抗体保有率を90%まで引き上げるという目標に到達していないことから、令和3年12月17日、国の方針として、この対策を3年間延長することが決定された。

(2) 追加的対策延長に係る区の対応

区としては対象者へ通知すると共に、クーポン券の交付・再交付について、窓口・郵便・電子申請に加え、電話での申請も可能として利便性を図ることとする。

① 通知の内容

クーポン券の有効期限延長についてと、紛失等のため再交付を希望する場合の手続きの方法等について

② 周知方法

対象者へのはがき送付、区報、区ホームページ等

参考1：これまで定期接種（風しん第5期）への対応状況

① クーポン配布状況

ア 昭和37年度～46年度生まれの男性

1回目：令和2年4月 2回目：令和3年6月

イ 昭和47年度～53年度生まれの男性

1回目：令和元年4月 2回目：令和2年4月

② 実績（令和3年12月時点）

- ・対象者 43,963人
- ・抗体検査 8,370人（19.0%）
- ・予防接種 1,639人（3.7%）

参考2：区独自事業「風しんワクチン接種支援事業」（都補助事業）について

区は、平成25年3月18日から任意接種として「風しんワクチン接種支援事業」を実施している。対象者は、19歳以上で妊娠を予定または希望している者およびその同居者（男女不問）、30歳～59歳の男性（同居不問）としている。

男性における実績（令和2年度まで）※ 追加的対策対象者も含まれる可能性

- ・抗体検査5,926人
- ・予防接種2,370人

3 骨髄移植等による予防接種の免疫消失者に対する再接種費用助成事業（新規）について

(1)事業の概要

骨髄移植等の治療により定期予防接種の免疫が消失したため、再接種が必要と医師に判断された区民に対し、再接種に必要な費用を助成する。

これをもって、区民の経済的負担の軽減及び感染症のまん延防止を図る。

(2)対象者

①と②のいずれにも該当する方

① 再接種を行う日時点で、20歳未満の区民

② 骨髄移植等の治療により定期予防接種の免疫が消失したため、再接種が必要と医師に判断された方

(3)助成対象の予防接種

予防接種法（A類疾病）に定められている予防接種のうち、医師が必要と認めたもの。

(4)助成額

再接種にかかった実費

ただし、区が定期予防接種実施医療機関と契約している委託単価を上限とする。

(5)助成方法

① 対象者（保護者）は、予防接種を受ける前に区に主治医の意見書及び申請書を提出し、区の決定を受ける。

② 対象者は、接種後に必要書類を添えて再接種費用の助成申請を行う。

③ 区は、申請内容を審査し、助成金の交付を決定した場合は振り込みの手続きを行う。

(6)実施開始予定時期

令和4年4月1日

(7)周知方法

区報、区ホームページ、区医師会への周知、小児慢性特定疾病医療費助成制度申請窓口等でのチラシ配布 等

(8)健康被害が発生した場合の救済措置について

再接種は任意接種の扱いとなり、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による「医薬品副作用被害救済制度」に基づく救済の対象となる。